

【国】 デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定について

策定の経緯・背景

- ・ 国は、これまでの「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、2023年度から2027年度までの5か年の新たな総合戦略「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を令和4年12月に策定。
- ・ 総合戦略では、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、
(1) デジタルの力を活用して地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化するとともに、そのために必要な
(2) デジタル実装の基礎条件整備を強力に推進することとしている。

施策の方向

(1) デジタルの力を活用して地方の社会課題解決に向けた取組を加速化・深化

① 地方に仕事をつくる

スタートアップ・エコシステムの確立、スマート農林水産業・食品産業、観光DX、地方大学を核としたイノベーション創出等

② 人の流れをつくる

「転職なき移住」の推進など地方への人材の還流、二地域居住等の推進、地方大学・高校の魅力向上等

③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくり、こども政策におけるDX等のデジタル技術を活用した地域の様々な取組の推進等

④ 魅力的な地域をつくる

デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成、教育DX、医療・介護分野でのDX、地域交通・物流・インフラDX、多様な暮らし方を支える人間中心のコンパクトなまちづくり等

地方のデジタル実装を下支え

(2) デジタル実装の前提となる取組を国が強力に推進

① デジタル基盤の整備

② デジタル人材の育成・確保

③ 誰一人取り残されないための取組

- ・ 地方においても、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築し、具体的な地方活性化の取組を推進するための「**地方版総合戦略**」の改訂に努めることとされている。

【地方】 地方版総合戦略の策定・改定について(1)

地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和4年12月改訂版）より一部抜粋・要約

手引きにおける改訂の主な内容は朱書きで記載

- 国のデジタル田園都市国家構想の実現にあたり、地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）を再構築したうえで、地方版総合戦略の早期の策定、改訂につとめていただく必要がある。

【都道府県と市町村の役割分担等】

- 市町村には、基礎的な地方公共団体として、地域の特色や地域資源を生かし、住民に身近な施策を幅広く盛り込み、実施することが期待される
- 複数の施策を相互に関連付けて実施することで、より効果的な課題解決を図る（施策間連携の重要性）
- 連携中枢都市圏（※）など既存の広域的な取組の深化に加え、デジタルの力を活用することで、地理的な連坦性に捉われない地域間連携を図る（地域間連携の重要性）

【住民・産官学金労言士等の参画と推進組織】

- 幅広い層の住民をはじめ、産業界・関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア・士業（産官学金労言士）等で構成する推進組織でその方向性や具体案について審議・検討する
- デジタル関連の施策を実行的なものとするため、推進組織には、デジタル分野に精通する団体・有識者等に参画を求めることも重要
- 地域の将来を支える人材育成と新たな雇用の創出を担う教育・研究機関の参画は有効

【地方】 地方版総合戦略の策定・改定について(2)

【庁内における推進体制】

- 地方創生担当部局とデジタル担当部局をはじめ、庁内の各部局が連携して総合的に対応することが重要

【名称】

- 地域の実情に応じて設定することが適切だが、例として以下
例) ○○市デジタル田園都市国家構想総合戦略、○○市デジタル田園都市構想総合戦略等

【期間】

- 国の総合戦略期間が令和5年度～令和9年度の5カ年となっていることから、地方版総合戦略の期間も国の総合戦略の期間を勘案して設定するよう努めること

【全体的な構成】

- ①目標 ②講ずべき施策に関する基本的方向 ③講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項を盛り込むこと

【これまでの地方創生の取組との関係】

- これまでの様々な地域の社会課題解決・魅力向上に向けた取組を今後はデジタルの力を活用して継承・発展させていくこと

【地域ビジョンの再構築】

- 自らの地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）を再構築した上で、地方版総合戦略を改訂するよう努め、同戦略に基づく具体的な地方活性化の取組を果敢に推進することが重要
- 地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを地方版総合戦略に記載すること

【日高町】創世総合戦略改定に向けた方向性（案）

【日高町における現行計画】

- 第2次日高町総合振興計画（平成30年～令和9年）
- 第2次日高町創生総合戦略（令和3年～令和7年）
- 日高町DX推進計画（令和5年～令和9年）
- 日高町DX実行計画（令和5年～令和9年） ※策定作業中

【今後の取扱方針】

- 国の総合戦略、北海道創生総合戦略及び日高町DX推進計画の内容を踏まえ、地域ビジョンを再構築し、策定中の日高町DX実行計画の施策を日高町創生総合戦略の一部として取り扱うこととする。
- 日高町DX実行計画の施策を策定、変更又は追加する場合は、DX推進本部等により検討のうえ案を策定し、日高町創生総合戦略策定会議の承認により決定することとする。